

第5次佐倉市総合計画

前期基本計画

(2020年度～2023年度)

● 計画の体系

第5次総合計画では、将来都市像の実現を目指し、5つのまちづくりの基本方針のもと、施策の推進を図ります。

〈将来都市像〉

〈5つのまちづくりの基本方針〉

〈基本施策〉

笑顔輝き 佐倉咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」

1 ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち
(福祉・健康・子育て)

- 1 地域福祉
- 2 子育て支援
- 3 高齢者福祉
- 4 障害者福祉
- 5 健康づくり

2 人と自然が調和した安心して暮らせるまち
(都市基盤・住環境)

- 1 都市計画・公共交通
- 2 住宅・住環境
- 3 道路環境
- 4 公園・緑地整備
- 5 上下水道
- 6 消防・防災
- 7 防犯・交通安全
- 8 市民相談・結婚支援
- 9 環境保全

3 地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち
(産業・観光・文化)

- 1 商工業振興
- 2 農業振興
- 3 観光振興
- 4 文化・芸術振興

4 豊かな心を育み 笑顔あふれるまち (教育)

- 1 学校教育
- 2 教育環境
- 3 生涯学習
- 4 青少年健全育成
- 5 スポーツ振興
- 6 高等教育機関等との連携

5 市民とともに創る多様性のある持続可能なまち
(市民参加・自治体運営)

- 1 コミュニティ
- 2 平和・国際化
- 3 情報発信・共有、広聴
- 4 人権・男女平等参画
- 5 行財政運営
- 6 資産管理

1 ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち（福祉・健康・子育て）

1 地域福祉	地域の住民がともに支え合うまちづくりを推進します
	生活困窮者の相談・支援を行います
2 子育て支援	相談・交流の場を充実し、妊娠・出産・育児期に係る切れ目のない支援を行います
	子育てに係る経済的負担を軽減します
	児童虐待の防止を図ります
	保育の受け皿確保、子どもたちが健やかに育つ環境の整備を図ります
3 高齢者福祉	住み慣れた地域での包括的な支援体制を整備します
	生きがいづくりへの支援を推進します
	介護予防を推進します
	認知症施策を推進します
	介護保険運営の安定化を図ります
4 障害者福祉	障害に対する理解を促進します
	障害福祉サービスを充実します
5 健康づくり	市民の健康づくりを推進します
	生活習慣病の予防、がんの早期発見を図ります
	地域医療の充実を図ります
	医療費の適正化を図ります

2 人と自然が調和した安心して暮らせるまち（都市基盤・住環境）

1 都市計画・公共交通	都市と農村が共生するまちづくりを計画的に推進します
	持続可能な公共交通網の形成を推進します
	景観形成による愛着と誇りを持てるまちづくりを推進します
2 住宅・住環境	価値の持続する住宅の整備を推進します
	良好な住環境の整備を推進します
	適正な建築行政を推進します
3 道路環境	快適な道路の整備を推進します
	安全・安心な道路環境を保全します
4 公園・緑地整備	市民の憩いの場の充実・活用を推進します
	身近な緑が適正に管理されたまちを創ります
5 上下水道	経営と施設の健全性、持続性を確保します
	雨水排水施設を適正に管理し浸水被害の軽減に努めます
6 消防・防災	地域における消防力の充実を図ります
	消防体制の整備を図ります
	防災に関する知識・意識の普及を図ります
	災害に備えた体制を整備します
7 防犯・交通安全	犯罪の抑止を図ります
	交通安全対策を推進します

8 市民相談・結婚支援	市民相談への適切な支援を推進します
	安全な消費生活を守ります
	結婚支援を推進します
9 環境保全	豊かな自然環境を保全します
	ごみの減量化・資源化を推進します
	生活環境の保全を図ります
	地球温暖化対策を推進します

3 地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち（産業・観光・文化）

1 商工業振興	企業の競争力向上に向けた取組を支援します
	企業誘致を進めるとともに、創業及び事業承継を推進します
	多様な人材の就業を支援します
2 農業振興	競争力のある農林水産業を推進します
	美しく活力のある農村社会にします
3 観光振興	観光客の来訪や消費を喚起する取組を推進します
	商品造成や営業活動の強化、情報発信の充実を図ります
4 文化・芸術振興	歴史・文化資産を保全・活用します
	芸術文化の普及を推進します

4 豊かな心を育み 笑顔あふれるまち（教育）

1 学校教育	学力向上・学習内容の充実に取り組みます
	豊かな人間性を育む教育に取り組みます
2 教育環境	良好な学習環境を整備します
	地域に開かれた学校運営を行います
	安心して学校に通える環境を提供します
3 生涯学習	市民の生涯学習を推進します
	生涯学習の環境を整備します
4 青少年健全育成	青少年の健全育成に取り組みます
	地域とのふれあいを増やします
5 スポーツ振興	スポーツを楽しむ機会を提供します
	スポーツ施設を提供します
6 高等教育機関等との連携	高等教育機関等との連携・協力を推進します

5 市民とともに創る 多様性のある 持続可能なまち（市民参加・自治体運営）

1 コミュニティ	地域における市民活動を支援します
	コミュニティの活動拠点の整備支援・利用促進を行います
2 平和・国際化	平和の尊さを啓発し、恒久平和に向けた世界の取組と連携します
	多文化が共生できる地域づくりを推進します
3 情報発信・共有、 広聴	シティプロモーションの視点による情報発信・情報提供の充実を図ります
	市民意見を集約し、効果的な市政への反映を目指します
4 人権・男女平等参画	人権を尊重する意識の醸成を行います
	あらゆる場における男女平等参画を推進します
	性差によるあらゆる暴力の根絶を目指します
5 行財政運営	人事管理の適正化を推進します
	健全で持続可能な行財政運営を推進します
	税の公平、公正、効率的賦課と収入率向上を目指します
	行政手続の簡素化と利便性の向上を図ります
6 資産管理	公共施設の適切な保全を行います
	公有財産の効果的・効率的な活用を図ります

● 財政の見通し

行政の課題に対応するためには、財源の確保が必要となります。前期基本計画の計画期間である2023年度までの財政推計では、市税収入は横ばいで推移するものの、扶助費や人件費等の増加により、市の財政状況の悪化が見込まれます。これまで、公共施設のファシリティマネジメントに代表される経費削減策や企業誘致等の歳入確保に取り組んできましたが、これまでの取組に加え、今後さらに、AIやIoTを活用した業務効率化等による歳出抑制と市税などの自主財源の確保に取り組んでいく必要があります。

【普通会計における財政推計】

○歳入

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市税	24,381	24,351	23,795	23,892	23,958
地方交付税	1,850	1,890	2,330	2,280	2,260
その他一般財源	4,117	4,146	4,484	4,484	4,484
一般財源計	30,348	30,387	30,609	30,656	30,702
分担金・負担金	431	180	180	179	179
使用料・手数料	852	713	713	713	713
国・県支出金	11,063	12,498	12,742	12,995	12,995
繰入金	1,786	1,500	1,500	1,500	1,500
繰越金	2,257	2,743	1,939	1,871	1,682
地方債	3,563	3,225	2,924	2,536	2,536
その他	657	605	605	605	605
歳入計	50,957	51,851	51,212	51,055	50,912

○歳出

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
人件費	8,383	9,101	9,162	9,223	9,285
扶助費	12,131	12,444	12,769	13,106	13,106
公債費	2,878	2,915	2,811	2,853	2,880
義務的経費計	23,392	24,460	24,742	25,182	25,271
物件費	7,799	6,936	6,936	6,936	6,936
維持補修費	535	518	518	518	518
補助費	5,745	5,780	5,728	5,728	5,728
繰出金他(経常的)	4,908	5,045	5,183	5,326	5,326
経常経費計	42,379	42,739	43,107	43,690	43,779
積立金	1,129	1,371	970	935	841
投資的経費	4,355	5,440	4,904	4,386	4,386
その他	350	359	359	359	359
歳出計	48,213	49,909	49,340	49,370	49,365
歳入－歳出	2,745	1,941	1,873	1,684	1,547
財政調整基金の残高	4,846	4,717	4,186	3,622	2,963

※人件費：2020年度からは会計年度任用職員に係る影響額として、約8.7億円（賃金（物件費）から給与（人件費）への移行額約7.4億円（2017決算額）、会計年度任用職員移行による増額約1.3億円）の増額を見込んでいます。

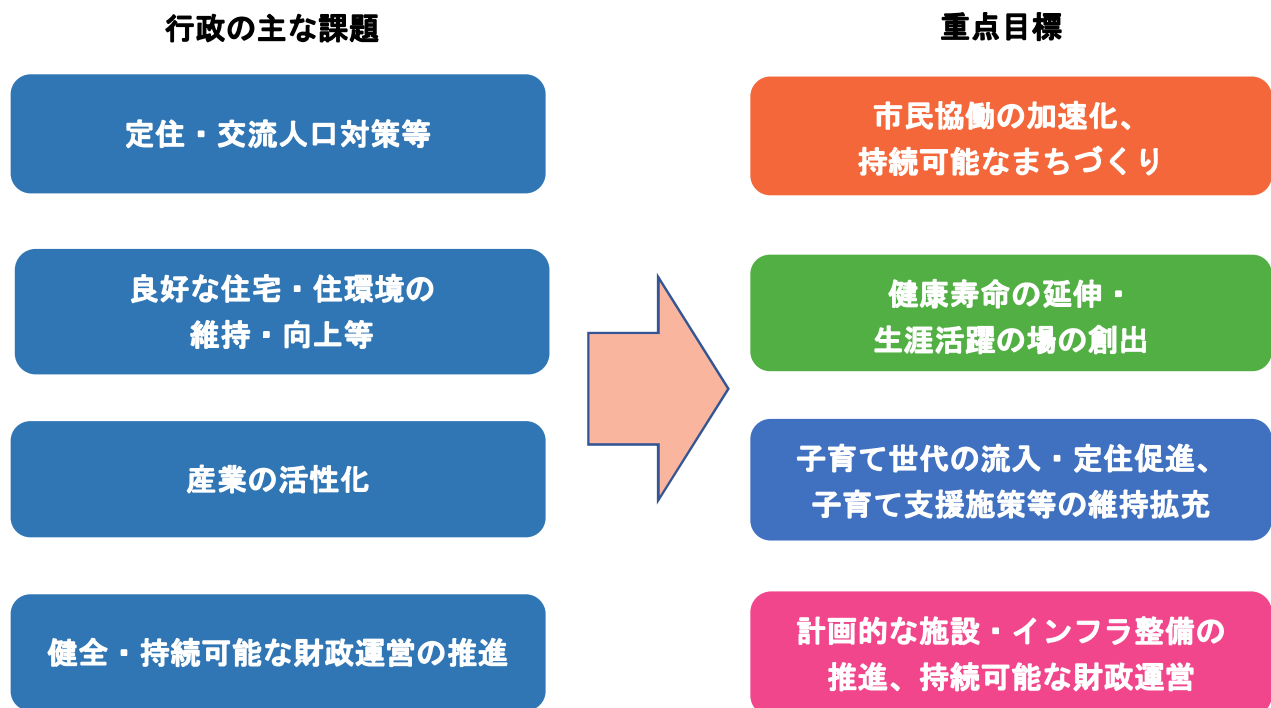
●重点目標の設定

本格的な少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する一方で、老年人口（特に75歳以上の後期高齢者）が増加する中、公共施設や道路などのインフラの老朽化対策、福祉サービスの需要増などの新たな財政需要に対応しつつ、佐倉市が、中長期的に、市勢を発展させていくためには、戦略的にまちづくりを進めていく必要があります。

基本構想の将来都市像の実現に向け、第5次佐倉市総合計画の基礎調査として実施した市民意識調査や市民意見交換会等で明らかになった課題等に対応するため、前期基本計画期間内（2020年度～2023年度）に重点的・分野横断的に取り組む目標として、4つの重点目標を掲げています。

重点目標に掲げた施策を優先的・重点的に実施することにより、計画全体の着実な推進を先導していきます。

課題と重点目標の関連図



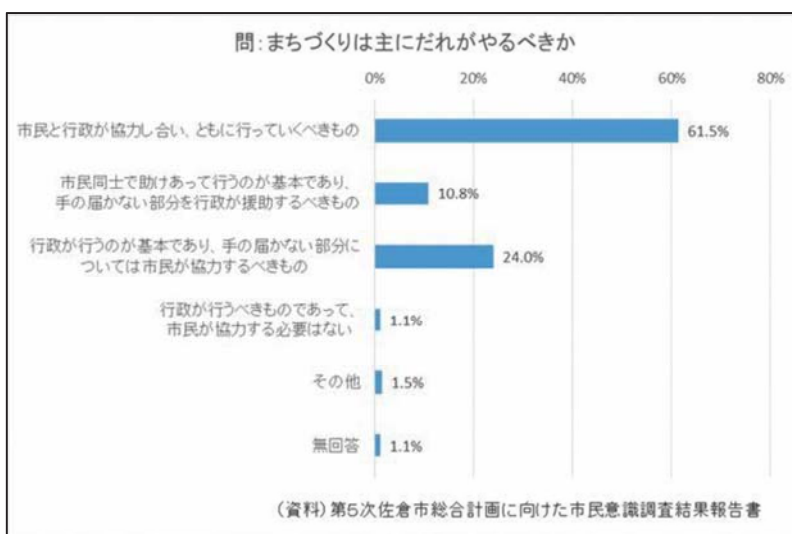
重点目標 1 市民協働の加速化、持続可能なまちづくり

設定の趣旨

高齢化や人口減少が進む中で顕在化してきた新たな課題に取り組み、市民が安心して生活していくことができるまちづくりを進めていくためには、行政はもとより、市民、事業者、各種団体などがお互いに連携、協働し、解決を図っていく必要があります。今回の計画策定にあたり実施した市民意識調査では、市民のまちづくりへの参画意識が高く表れており、市民協働活動の支援や表彰制度を活用した参加意識の高揚など、市民のまちづくり活動を推進していくための取組を進めていく必要があります。

また、近年、顕在化してきた課題は複雑化・多様化しており、組織横断的に対応していく必要があることから、行政の組織体制について、課題に合わせ、柔軟かつ効果的な見直しを行っていく必要があります。

さらに、産業界、教育機関と行政が連携し、地域一丸となってまちづくりを進めていく必要があります。



重点指標

指標名	現状値	前期基本計画の目標値(2023年度)
地域福祉活動ボランティア人数	2,814人	3,000人
まちづくり活動に参加したことがある市民の割合	34.4% (2019年度市民意識調査)	40.0%
生涯学習施設及び学習内容が充実していると答えた市民の割合	20.0% (2019年度市民意識調査)	24.0%
高等教育機関等との協働事業	122事業	140事業

重点施策

(1) 地域活動の活性化

- ・地域の住民がともに支え合うまちづくりを推進します (1-1 地域福祉⇒P. 48)

具体的な事業内容

- 地域福祉推進団体等への助成・支援 ●民生委員・児童委員への活動支援

- ・地域における市民活動を支援します (5-1 コミュニティ⇒P. 104)

具体的な事業内容

- 自治会等が実施する住民自治・コミュニティ活性化活動への助成・支援
- 市民公益活動団体や地縁団体等が実施する地域課題の解決につながる事業への支援

(2) 担い手育成

- ・市民の生涯学習を推進します (4-3 生涯学習⇒P. 94)

具体的な事業内容

- 公民館・図書館における学習環境の充実 ●市民カレッジ・コミュニティカレッジ事業等による地域の担い手育成につながる学習支援の充実 ●佐倉学の推進

(3) 産官学連携の促進

- ・企業誘致を進めるとともに、創業及び事業承継を推進します (3-1 商工業振興⇒P. 80)

具体的な事業内容

- 企業誘致の推進 ●官民連携による起業・創業支援
- 佐倉市スマートオフィスプレイスの運営

- ・高等教育機関等との連携・協力を推進します (4-6 高等教育機関等との連携⇒P. 100)

具体的な事業内容

- 高等教育機関等との協働事業の実施、●新たな高等教育機関等との連携協定の締結

(4) 組織体制の見直し

- ・人事管理の適正化を推進します (5-5 行財政運営⇒P. 112)

具体的な事業内容

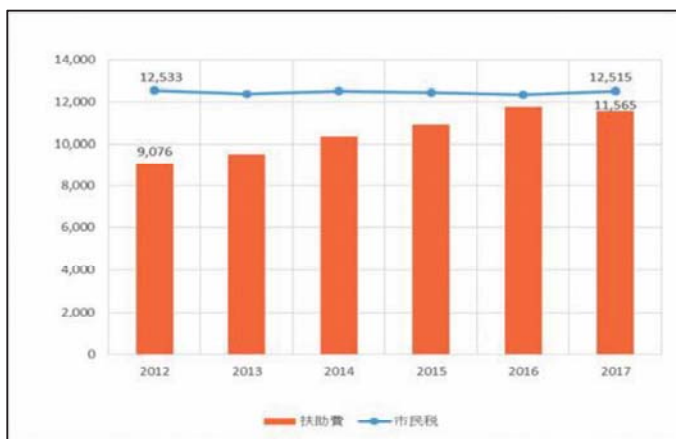
- 職員の定員管理・研修の実施 ●横断的なプロジェクトチームの活用

重点目標 2 健康寿命の延伸・生涯活躍の場の創出

設定の趣旨

これまで、東京のベッドタウン（住宅都市）として発展してきた佐倉市は、高齢化率が全国平均、県平均よりも高く、高齢化が進んだまちであり、医療費等の扶助費は年々増加傾向にあります。

今後、団塊の世代が後期高齢者になり始めることから、健康に資する対策を充実し、誰もが健康で、生涯にわたり活躍することができるまちづくりを進めていく必要があります。



重点指標

指標名	現状値	前期基本計画の目標値(2023年度)
週に1回以上活動する通いの場の数	81か所	170か所
認知症サポーター数	20,000人	27,000人
健康寿命（65歳における平均自立期間）	男性18.36年 女性20.80年	延伸
特定健康診査受診率	34.2%	44%
がん検診受診率	12.8%	50.0%
成人市民の週1回以上のスポーツ実施率	48.9% (2019年度市民意識調査)	60.0%
高齢者クラブ会員数	2,787人	3,000人
生涯学習施設及び学習内容が充実していると答えた市民の割合	20.0% (2019年度市民意識調査)	24.0%

重点施策

(1) 健康寿命の延伸

- ・ 住み慣れた地域での包括的な支援体制を整備します
- ・ 介護予防を推進します
- ・ 認知症施策を推進します (1-3 高齢者福祉⇒P. 52)

具体的な事業内容

- 地域包括支援センターの運営 ● 医療と介護の連携体制の構築
- 通いの場や見守り等による生活支援体制の充実
- 介護予防教室など介護予防知識の普及啓発 ● 介護予防ボランティアの養成・活動支援
- 認知症サポーターの養成 ● 認知症初期集中支援チームによる支援
- オレンジカフェの運営 ● 認知症高齢者声かけ訓練の実施

- ・ 市民の健康づくりを推進します
- ・ 生活習慣病の予防、がんの早期発見を図ります (1-5 健康づくり⇒P. 56)

具体的な事業内容

- 健康づくりに向けた普及啓発 ● 健康教育事業の実施
- 国民健康保険被保険者への健康診査・人間ドック費用の助成・保健指導 ● がん検診

- ・ スポーツを楽しむ機会を提供します (4-5 スポーツ振興⇒P. 98)

具体的な事業内容

- 各種スポーツイベントの開催 ● スポーツボランティア・指導者の育成

(2) 活躍の場の創出

- ・ 生きがいづくりへの支援を推進します (1-3 高齢者福祉⇒P. 52)

具体的な事業内容

- 高齢者クラブ・シルバー人材センターの活動支援

- ・ 多様な人材の就業を支援します (3-1 商工業振興⇒P80)

具体的な事業内容

- 市内企業の市内雇用拡大支援、職業相談等による就業支援

- ・ 市民の生涯学習を推進します (4-3 生涯学習⇒P. 94)

具体的な事業内容

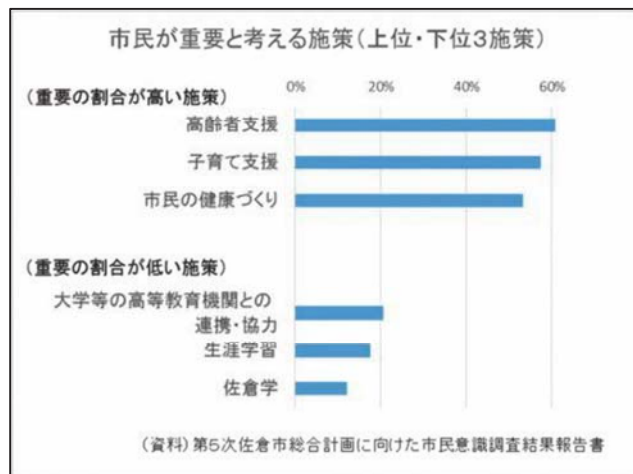
- 公民館・図書館における学習環境の充実 ● 市民カレッジ・コミュニティカレッジ事業等による地域の担い手育成につながる学習支援の充実 ● 佐倉学の推進

重点目標3 子育て世代の流入・定住促進、子育て支援施策等の維持拡充

設定の趣旨

今後、まちの活力を維持し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、佐倉市の魅力を積極的に発信し、生産年齢人口、特に子育て世代の流入、定住を促進していく必要があります。今回の計画策定にあたり実施した市民意識調査で、約6割の市民が子育て支援を重要度が高い施策としていることから、重点的に取り組んでいく必要があります。

そのためには、これまで推し進めてきた、子育て支援や特色ある教育を維持拡充していくとともに、子育て世代が働きやすい環境の整備やワークライフバランスの取れた働き方ができ、仕事と子育ての両立ができる職場環境の充実や、働く場の創出、快適な住環境を提供するための住宅の新陳代謝を図り、子育て世代に評価されるまちづくりを進めていく必要があります。



重点指標

指標名	現状値	前期基本計画の目標値(2023年度)
子育て支援サービスについて、「満足」、「やや満足」と回答した市民の割合	46.9% (2019年度市民意識調査)	50.0%
待機児童数	15人	0人
学習状況調査における平均正答率	基礎学力81.3% 活用力70.3%	基礎学力90.0% 活用力70.0%
佐倉の歴史や自然に興味があると回答する児童生徒の割合	61.1%	70.0%
起業塾(入門編)受講者の創業者数	7名	8名/年
地域職業相談室における市内相談者の就職率	11.8%	15.0%
認定農業者件数	124件	140件
空家率	9.2% (2013年度)	9.0%
佐倉市を住みやすいと感じる市民の割合	74.9% (2019年度市民意識調査)	75.0%
ホームページ(全体)アクセス件数	約718万アクセス	約924万アクセス

重点施策

(1) 子育てしやすいまちの実現

- ・ 相談・交流の場を充実し、妊娠・出産・育児期に係る切れ目のない支援を行います
- ・ 子育てに係る経済的負担を軽減します
- ・ 保育の受け皿確保、子どもたちが健やかに育つ環境の整備を図ります

(1-2 子育て支援⇒P. 50)

具体的な事業内容
●子育て世代包括支援センターにおける子育て支援相談 ●育児に不安を抱える妊産婦への産後ケア ●妊産婦・乳幼児の健康診査
●子ども医療費の助成 ●ひとり親家庭等への自立支援（相談、ファミリーサポートセンター利用料助成等）
●市立保育園・学童保育所施設の整備 ●民間保育園等への整備助成 ●保育園・幼稚園と小学校との連携の推進

(2) 子どもの才能の開花

- ・学力向上・学習内容の充実に取り組みます
- ・豊かな人間性を育む教育に取り組みます (4-1 学校教育⇒P. 90)

具体的な事業内容
●外国語教育の推進 ●教員の指導力の向上（教職員研修の実施、教育委員会等による定期的な学校訪問） ●佐倉市学習状況調査の実施・分析 ●公立幼稚園の運営 ●小学校と幼稚園・保育園等との連携の推進 ●課題解決のための研究
●地域の社会人の活用 ●キャリア教育の推進 ●佐倉学の推進 ●校外学習事業

(3) 市内雇用の拡大、就業支援

- ・企業誘致を進めるとともに、創業及び事業承継を推進します
- ・多様な人材の就業を支援します (3-1 商工業振興⇒P. 80)

具体的な事業内容
●企業誘致の推進 ●官民連携による起業・創業支援 ●佐倉市スマートオフィスプレイスの運営
●市内企業の市内雇用拡大支援 ●職業相談等による就業支援

- ・競争力のある農林水産業を推進します (3-2 農業振興⇒P. 82)

具体的な事業内容
●新規就農者の支援 ●担い手育成 ●農産物の高付加価値化・新商品の開発支援
●農産物の販売促進に向けた調査研究 ●森林環境譲与税基金の活用検討

(4) 転入促進

- ・価値の持続する住宅の整備を推進します
- ・良好な住環境の整備を推進します (2-2 住宅・住環境⇒P. 62)
- ・豊かな自然環境を保全します (2-9 環境保全⇒P. 76)

具体的な事業内容
●多様な住宅の流通の促進 ●住宅補助事業等による住宅の整備
●空き家の利活用支援 ●住宅補助事業等による転入促進・転出抑制
●谷津環境の保全 ●印旛沼の水質改善 ●環境学習の推進 ●合併処理浄化槽の普及促進

(5) まちの魅力発信

- ・シティプロモーションの視点による情報発信・情報提供の充実を図ります (5-3 情報発信・共有、広聴⇒P. 108)

具体的な事業内容
●市の魅力発信 ●佐倉市公式ウェブサイトを中心とした情報提供・情報発信事業

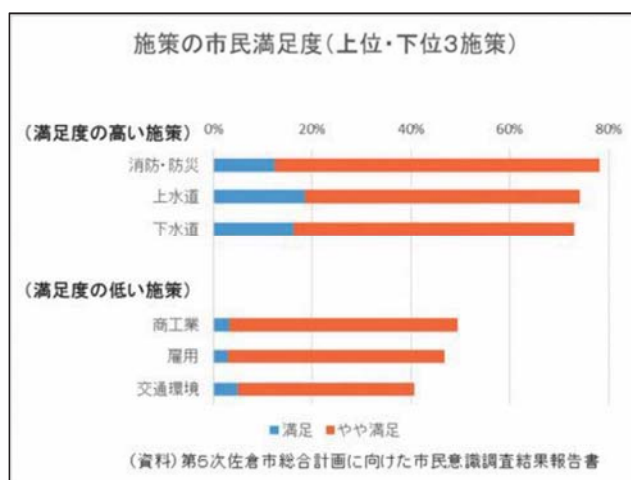
重点目標 4 計画的な施設・インフラ整備の推進、持続可能な財政運営

設定の趣旨

佐倉市では、昭和 40 年代以降の人口急増等を背景に、道路・上下水道等のインフラ施設を整備してきました。これらは市民生活の基盤として、重要な役割を果たしてきましたが、老朽化が進んでおり、今後も維持管理していくには多額の費用が必要となります。

また、今回の計画策定にあたり実施した市民意識調査で最も満足度の低かった施策が交通環境であり、重点的に改善を図っていく必要があります。市内幹線道路の渋滞緩和等に取り組むなど、良好な交通環境の整備を計画的に進めることは、安全・安心で快適な市民生活の実現や地域経済の活性化に重要な役割を果たし、市が優位性を保ち、競争力を維持することにつながります。

今後、福祉サービスの更なる増加等が見込まれる中で、4つの重点目標を着実に推進していくためには、公共施設等の今後のあり方を検討するとともに行政改革を積極的に進め、効率的な財政運営を進めていく必要があります。



重点指標

指標名	現状値	前期基本計画の目標値(2023年度)
公共交通が利用しやすいと思う市民の割合	28.5% (2019年度市民意識調査)	32.0%
都市計画道路・幹線道路の用地取得面積	-	47,760㎡ (期間累計)
道路の舗装改修延長	-	L=16km (期間累計)
経常収支比率	98.3%(2017年度) (類似団体(IV-3)の平均値 92.6%)	類似団体(IV-3) の平均値以下
市税収入率 (現年課税分+滞納繰越分)	94.2%	94.8%
市民一人当たりの公共施設面積	2.03㎡	2.03㎡

重点施策

(1) 交通環境の改善

- ・持続可能な公共交通網の形成を推進します (2-1 都市計画・公共交通⇒P. 60)

具体的な事業内容

- 交通空白地域に対する交通手段の確保 (コミュニティバスの運行、バス事業者への支援)

- ・快適な道路の整備を推進します
- ・安全・安心な道路環境を保全します (2-3 道路環境⇒P. 64)

具体的な事業内容

- 都市計画道路井野・酒々井線の整備 ●岩富・寺崎線の整備 ●幹線道路や生活道路の整備
- 道路の改修や維持管理 ●橋梁の長寿命化
- 街灯・カーブミラー・区画線などの交通安全施設の整備や改修

(2) 財政の健全化

- ・健全で持続可能な行財政運営を推進します
- ・税の公平、公正、効率的賦課と収入率向上を目指します (5-5 行財政運営⇒P. 112)

具体的な事業内容

- 総合計画等の進捗管理 ●市予算の全体調整 ●行政評価の実施 ●行政改革の推進
- ふるさと納税 ●有料広告事業
- 市税 (市民税・固定資産税等) の賦課・徴収

(3) 公共施設の長寿命化

- ・公共施設の適切な保全を行います (5-6 資産管理⇒P. 114)

具体的な事業内容

- 市施設の保守点検・修繕・改修 ●工事の設計発注・施工監理

●第5次佐倉市総合計画におけるSDGsの考え方

1 SDGsとは

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットにおいて2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。



2 自治体に期待されるSDGsの取組と施策の関係

国は、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追求が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものとしてしています。また、それぞれの目標に対し、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities & Local Governments）は自治体行政が果たし得る役割を示しています。このUCLGが示す役割をSDGsの17の目標毎に明示し、本計画の基本施策との関係を次の表のとおりまとめました。



第5次佐倉市総合計画の推進を図ることにより、多くのSDGsの目標の達成に寄与します。

第5次佐倉市総合計画とSDGsの関係性

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>≪UCLGが示す役割≫</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。</p> <p>各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 48、50 (計2基本施策)</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>≪UCLGが示す役割≫</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 48、50、56、82 (計4基本施策)</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>≪UCLGが示す役割≫</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究結果も得られています。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 50、56、64、72、76、98 (計6基本施策)</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4 すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>≪UCLGが示す役割≫</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 50、54、76、80、90、92、94、96、106、110 (計10基本施策)</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメント(能力強化)を行う</p> <p>≪UCLGが示す役割≫</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 50、110 (計2基本施策)</p>

<p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p> 	<p>6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>《UCLGが示す役割》</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 68、76 (計2基本施策)</p>
<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p>7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>《UCLGが示す役割》</p> <p>公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割と言えます。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 76 (計1基本施策)</p>
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>8 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>《UCLGが示す役割》</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 52、54、80、84、86、112 (計6基本施策)</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> 	<p>9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る</p> <p>《UCLGが示す役割》</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 60、64、76、80 (計4基本施策)</p>
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>10 各国内および各国間の不平等を是正する</p> <p>《UCLGが示す役割》</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 48、52、54、74、110 (計5基本施策)</p>

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11 包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する</p> <p>《UCLGが示す役割》</p> <p>包括的で、安全な強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 60、62、64、66、70、76、86 (計7基本施策)</p>
 <p>12 つくる責任つかう責任</p>	<p>12 持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>《UCLGが示す役割》</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 76、112 (計2基本施策)</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>《UCLGが示す役割》</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 70、76 (計2基本施策)</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能に利用する</p> <p>《UCLGが示す役割》</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 76 (計1基本施策)</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>《UCLGが示す役割》</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 66、76 (計2基本施策)</p>

<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る</p> <p>《UCLGが示す役割》</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 50、104、106、110、112 (計5基本施策)</p>
<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>《UCLGが示す役割》</p> <p>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 76、100、104、108、114 (計5基本施策)</p>

第1章 ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち

(福祉・健康・子育て)

1-1 地域福祉

12年後の目指す姿

地域での支え合い・助け合いが活性化し、様々な機関が連携した支援体制が整い、住民が安心して暮らしていくことができる、「地域共生社会」の実現を目指します。

4年間の取組

誰もが住み慣れた地域で、いきいきとした生活をおくることができるよう、市民主体による地域福祉の輪を広げ、ともに認め合い、支え合い、助け合い、地域をともに創っていくことのできるまちづくりを推進します。

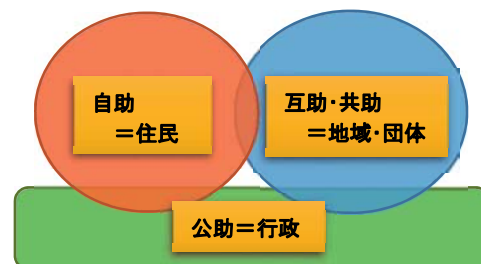
◇成果指標

指標名	現状値	前期基本計画の 目標値(2023年度)
地域福祉活動ボランティア人数	2,814人	3,000人
生活困窮者支援プラン策定件数	117件	162件

現状と課題

現状

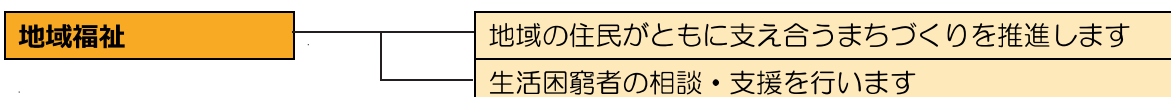
- ・「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」、「一人ひとりを認め合える地域」の構築に向け、市民自らが地域課題を自主的に解決していく地域福祉活動の展開に取り組んでいます。



課題

- ・地域住民などが支え合い、地域をともに創っていくことのできる、世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現を図ることが必要です。
- ・様々な課題を抱える市民に対する必要な支援や課題の解決などにつなげていくため、支援体制の整備が必要です。
- ・地域において高齢者や障害者、外国人が増えている中で、地域福祉活動の担い手が必要です。

施策の体系



施策の内容

地域の住民がともに支え合うまちづくりを推進します

高齢者、子ども、障害者、外国人など、誰もが安心して暮らせるよう、住民相互の支え合いによる地域づくりを推進します。また、社会福祉協議会や社会福祉法人・NPO法人、福祉団体及びボランティアなどをはじめ、市民等による自主的な福祉活動を支援するとともに、地域の福祉活動への参加を促進し、課題解決に取り組めます。さらに、住民の主体的な交流活動や、地域福祉活動の拠点として、安全に利用できる施設を提供し、地域住民による地域福祉活動を促進します。

- 主な事業**：地域福祉推進団体等への助成・支援、民生委員・児童委員への活動支援、
地域福祉センターの管理運営

生活困窮者の相談・支援を行います

就労や心身の状況、又は経済的などの理由により生活に困窮している方に対し、ハローワークと連携した就労支援や、家計管理などの相談・支援を実施することにより、自立の促進を図ります。

- 主な事業**：生活困窮者や生活保護受給者への就労など自立支援

◇市民・地域への期待

- ・主体的に地域福祉活動へ参加する住民と、支援を受ける住民とが、相互にコミュニケーションを深め、支え合いにより、コミュニティを構築すること
- ・情報を共有し、地域福祉活動への理解を深めるとともに、地域生活における課題の把握と解決を図ること
- ・地域福祉活動やまちづくり活動に取り組む各種団体等の自主的な活動の活性化

◇関連する個別計画

計画名	計画期間	主担当課
第4次佐倉市地域福祉計画	2020年度～2023年度	社会福祉課



1-2 子育て支援

12年後の目指す姿

市民が安心して子育てできる環境が整っており、全ての子どもたちが笑顔で健やかに育つ社会を目指します。

4年間の取組

妊娠、出産から子育てまでサポートできる環境の更なる充実を図り、結婚・出産・子育ての希望が叶う環境づくりに取り組めます。妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、家庭や地域で子どもを育てる環境づくりに取り組めます。

◇成果指標

指標名	現状値	前期基本計画の目標値(2023年度)
子育て支援サービスについて、「満足」、「やや満足」と回答した市民の割合	46.9% (2019年度市民意識調査)	50.0%
待機児童数	15人	0人

現状と課題

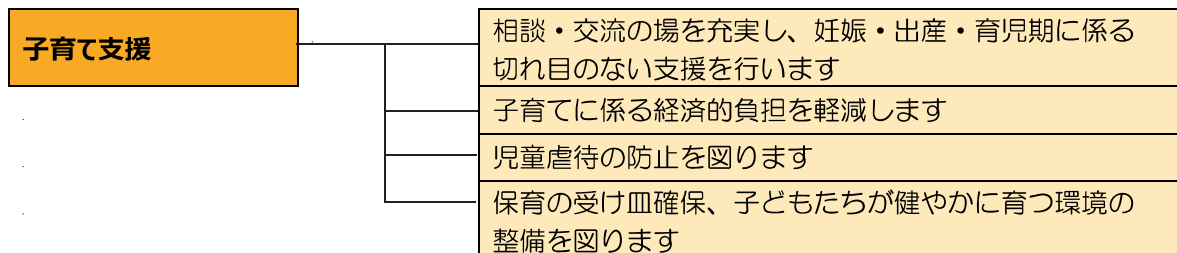
現状

- ・合計特殊出生率は、平成 27 年にそれまでの水準より高い 1.26 となりましたが、平成 28 年以降は再び平成 26 年以前の水準に戻りました。
- ・子育て世代包括支援センターを開設し(5箇所)、健やかに出産を迎えられるよう支援しています。育児期においても、切れ目のない支援の充実に取り組んでいます。
- ・待機児童は平成 29 年度(年度当初)に一度ゼロになりましたが、平成 30 年度(年度当初)は 15 人となっています。

課題

- ・市民が理想とする子ども数を持てるよう、安心して産み育てられる環境づくりが必要です。
- ・共働き世帯の増加に伴い、男性の育児参加や、幼児教育・保育の環境の整備が求められています。
- ・児童虐待の相談件数は年々増加傾向にあり、関係機関の相談支援体制の強化や、佐倉市児童虐待防止ネットワークによる連携の強化・充実を図ることが必要になっています。

施策の体系



施策の内容

相談・交流の場を充実し、妊娠・出産・育児期に係る切れ目のない支援を行います

子育て家庭が、子どもを安心して生み育て、子どもたちが健やかに成長できるよう、妊娠・出産・子育てを通じて切れ目のない支援を受けることができる体制を整備します。

- 主な事業**：子育て世代包括支援センターにおける子育て支援相談、育児に不安を抱える妊産婦への産後ケア、妊産婦・乳幼児の健康診査

子育てに係る経済的負担を軽減します

少子化の要因のひとつである子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、適切な支援を推進します。また、生計の維持と子育てをひとりで担わなければならないひとり親世帯の生活の安定と自立に必要な支援に取り組みます。

- 主な事業**：子ども医療費の助成、ひとり親家庭等への自立支援（相談、ファミリーサポートセンター利用料助成等）

児童虐待の防止を図ります

子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与える児童虐待について、関係機関との連携を強化し、早期発見と早期対応に努めます。

また、児童虐待の未然防止に向けた家庭訪問の実施を行います。

- 主な事業**：家庭児童相談、佐倉市児童虐待防止ネットワークの連携強化、養育困難家庭等への育児指導・家事援助

保育の受け皿確保、子どもたちが健やかに育つ環境の整備を図ります

保育園や認定こども園などの整備や、既存施設の活用により保育定員を増やし、待機児童の解消を図ります。

保育の質の向上を図り、子どもの発達や学びの連続性を保つため、保育園、幼稚園、小学校の連携を図ってまいります。

学童保育所については、入所児童が多い施設の過密状態を解消するため施設整備を進めます。

- 主な事業**：市立保育園・学童保育所施設の整備、民間保育園等への整備助成、保育園・幼稚園と小学校との連携の推進

◇市民・地域への期待

- ・妊娠中から自身や子どもの健康に留意し、必要な健診や保健指導を受けること
- ・子育て家庭だけでなく、市民一人ひとりが子育て支援の重要性についての関心や理解を深め、地域で子どもを育てる担い手となること
- ・子育て中の親や子どもが地域から孤立することのないよう、温かく見守り、交流すること
- ・児童虐待が疑われる児童を発見した場合は、速やかに児童相談所や警察、市の相談窓口への通告に努めること

◇関連する個別計画

計画名	計画期間	主担当課
佐倉市健康増進計画「健康さくら21（第2次）」 【改訂版】	2013年度～2022年度	健康増進課
第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画	2020年度～2024年度	子育て支援課
第4次佐倉市青少年育成計画	2020年度～2025年度	児童青少年課

1-3 高齢者福祉

12年後の目指す姿

全ての高齢者が、住み慣れた地域の中でいきいきと自分らしく暮らせる社会を目指します。

4年間の取組

高齢者の豊富な経験と知識を活用して、社会的活動への参加を促すとともに、高齢者自らが認知症や要介護状態になることを予防するための活動を支援します。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

◇成果指標

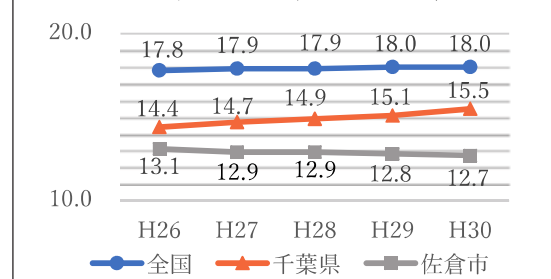
指標名	現状値	前期基本計画の目標値(2023年度)
高齢者クラブ会員数	2,787人	3,000人
週に1回以上活動する通いの場の数	81か所	170か所
認知症サポーター数	20,000人	27,000人
居宅介護支援事業所等の実地指導件数	0件	20件

現状と課題

現状

- ・高齢化率が平成29年度末に30%を超えており、同規模の自治体と比較して高齢化が進んでいます。
- ・市民主体の通いの場が増加傾向にあり、介護予防活動の拠点が充実してきています。
- ・要介護認定率と介護保険料の水準は、全国・千葉県と比較して低くなっています。

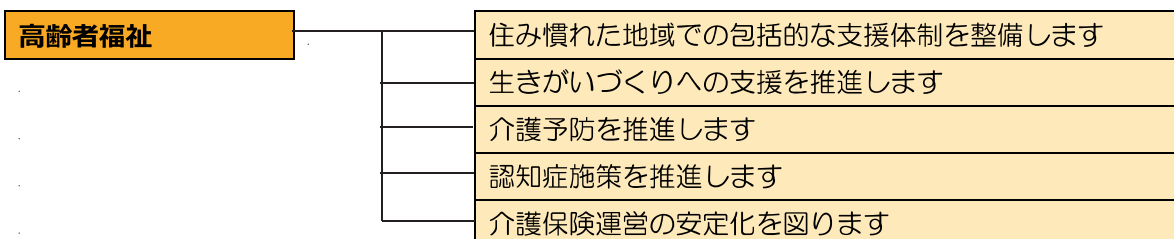
要介護認定率の推移（各年3月末）



課題

- ・高齢者は増加傾向で、地区によってはすでに高齢化率が40%を超えており、地域の高齢化への対応が必要です。
- ・高齢化に伴い、認知症の増加が予想され、家族の負担軽減と在宅生活継続への支援が必要です。
- ・在宅での療養生活を支えるため、適正なサービスの確保及び医療・介護関係者間の情報共有体制の整備が必要です。

施策の体系



施策の内容

住み慣れた地域での包括的な支援体制を整備します

医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく人生の最期まで暮らし続けられるように、医療・介護・福祉・保健・生活支援サービスを担う事業者とのネットワークを強化します。

- 主な事業**：地域包括支援センターの運営、医療と介護の連携体制の構築、通いの場や見守り等による生活支援体制の充実

生きがいつくりへの支援を推進します

高齢者の健康維持・増進、就労機会の確保、社会参加の促進などを通じて、高齢者の生きがいつくりを支援します。

- 主な事業**：高齢者クラブ・シルバー人材センターへの活動支援

介護予防を推進します

高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域での自立した生活を維持するため、介護予防に関する知識の普及と地域住民主体による介護予防活動の取組を支援します。

- 主な事業**：介護予防教室など介護予防知識の普及啓発、介護予防ボランティアの養成・活動支援

認知症施策を推進します

認知症に関する正しい知識の啓発と、早期発見・早期対応のための取組やネットワークの強化を図ります。また、認知症の人と家族の視点を重視した、認知症にやさしい地域づくりを促進します。

- 主な事業**：認知症サポーターの養成、認知症初期集中支援チームによる支援、オレンジカフェの運営、認知症高齢者声かけ訓練の実施

介護保険運営の安定化を図ります

要支援・要介護認定申請者数や介護サービス利用者数が著しく増加している現状を踏まえ、適正に介護保険サービスの提供が行えるよう介護保険料の確保、認定事務の体制整備、適正なサービス費の給付を図ります。

- 主な事業**：介護給付の適正化に向けた改善指導、介護認定の審査、介護施設への整備助成、介護人材の確保

◇市民・地域への期待

- ・住み慣れた地域で健康に暮らし続けるため、社会参加や健康づくりに取り組むこと
- ・地域の介護予防活動への参加
- ・お年寄りの方々（認知症の人と家族を含む）の尊厳を守り、地域で温かく見守ること
- ・介護保険制度を理解し、適正にサービスを利用すること
- ・人生の最終段階に備えて、自分の考えを、家族や親しい人と話し合い、整理・記録すること

◇関連する個別計画

計画名	計画期間	主担当課
第7期 佐倉市高齢者福祉・介護計画	2018年度～2020年度	高齢者福祉課

1-4 障害者福祉

12年後の目指す姿

障害児・者への理解を深めるための啓発、広報活動などを推進し、障害のあるなしに関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、認め合い、支え合う社会を目指します。

4年間の取組

障害者及び障害に対する正しい理解促進を図るための事業を推進します。また、日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な支援を行います。

◇成果指標

指標名	現状値	前期基本計画の目標値(2023年度)
障害者差別解消法研修の参加者数	117人	200人
障害者スポーツイベントの参加者数	367人	400人
(施設入所からの)地域移行者数	2人/年	3人/年

現状と課題

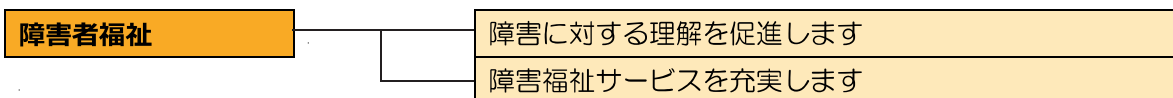
現状

- ・障害者手帳の所持者、自立支援医療(精神通院医療)受給者、及び医療を要する状態にある障害児・者は増加傾向となっています。
- ・高齢化・医療などの進展により、障害の重度化・重複化が見られます。

課題

- ・地域社会が一体となって、障害のある人が地域で生活を送ることができるよう支援していく必要があります。
- ・各サービスの需要拡大に対応するため、サービスを提供する事業所等に対し、新規参入や規模拡大を促進する必要があります。また、サービスの担い手であるヘルパー等が不足しているため、関係機関と連携し、人材の確保・養成に係る支援が必要です。

施策の体系



施策の内容

障害に対する理解を促進します

市民が障害及び障害者について正しい理解を得られるように、様々な啓発活動や広報活動を推進します。

●**主な事業**：障害に対する知識の普及啓発

障害福祉サービスを充実します

関係機関との連携を図りながら、障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実や、障害者施設の整備に対する支援などを行い、障害者の地域での生活を支援します。

●**主な事業**：障害者への自立支援、障害者福祉施設の整備、障害者支援体制の充実

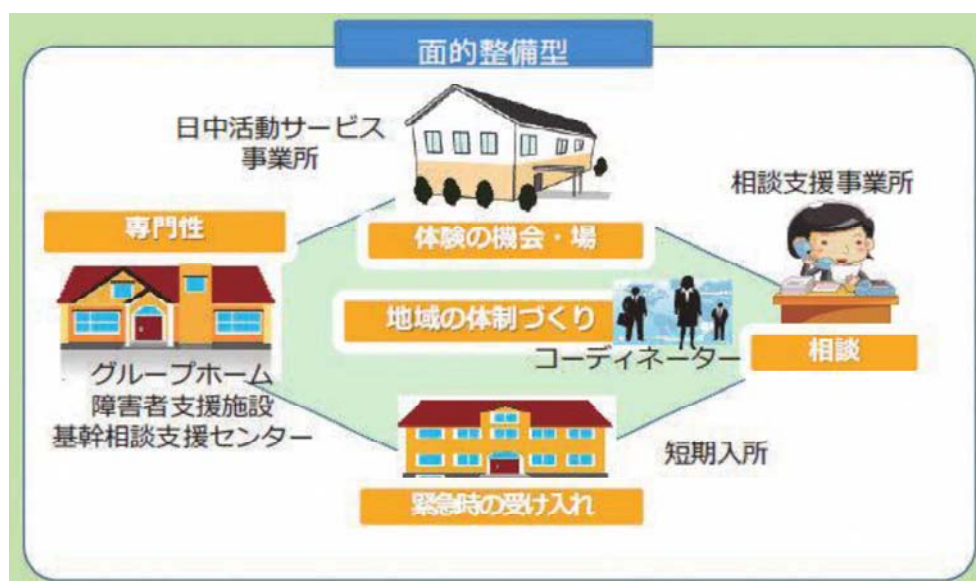
◇市民・地域への期待

・障害のある人が安心して生まれ育った地域で生活するために、障害のある人もない人も障害についての理解を深めること

◇関連する個別計画

計画名	計画期間	主担当課
第5次佐倉市障害者計画	2016年度～2020年度	障害福祉課
第5期佐倉市障害福祉計画 (第1期佐倉市障害児福祉計画を含む)	2018年度～2020年度	障害福祉課

(参考)地域生活支援拠点の整備





1-5 健康づくり

12年後の目指す姿

子どもから大人まで、全ての市民が主体的に健康づくりに取り組み、いつでもいきいきと生活できる「健康のまち佐倉」の実現を目指します。

4年間の取組

市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、各種健診(検診)や予防接種、保健指導などの保健事業を充実します。また、市民が病気やけがをしたときにも安心して医療を受けることができるよう、地域医療体制の充実を図ります。さらに、将来にわたり安心して医療が受けられるよう、社会保険制度の持続的かつ安定的な運営のため、医療費の適正化を図ります。

◇成果指標

指標名	現状値	前期基本計画の目標値(2023年度)
健康寿命(65歳における平均自立期間)	男性18.36年 女性20.80年	延伸
特定健康診査受診率	34.2%	44%
がん検診受診率	12.8%	50.0%
国民健康保険被保険者一人当たりの医療費	354,000円	422,000円以内

現状と課題

現状

- ・特定健康診査・健康診査とがん検診を複合検診として実施するなど、受診者の利便性を高め、疾病の早期発見・重症化予防に取り組んでいます。
- ・医師会、歯科医師会、医療機関などと連携を図り、地域医療体制を構築しています。
- ・ホームページなどによる制度周知、医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知の発送など、医療費の適正化に取り組んでいます。

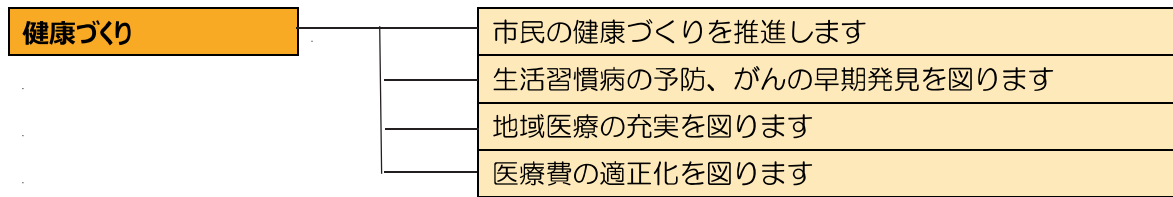
健康寿命(平均自立期間)の推移

	男性	女性
H22	17.52年	20.14年
H27	18.36年	20.80年

課題

- ・特定健康診査、がん検診のいずれも受診率が伸び悩んでおり、健診(検診)の重要性の周知と、正しい知識について普及啓発を図る必要があります。
- ・身近で相談できる「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局・薬剤師」の重要性について周知する必要があります。
- ・医療費の増加が大きな問題となる中、医療費の適正化について周知する必要があります。

施策の体系



施策の内容

市民の健康づくりを推進します

市民自らが健康づくりを推進できるように、活動に参加しやすい環境を整え、予防施策の充実を図り、地域での健康づくり活動を推進します。

●**主な事業**：健康づくりに向けた普及啓発、がん教育を含めた健康教育事業の実施

生活習慣病の予防、がんの早期発見を図ります

特定健康診査・特定保健指導の実施や、その重要性の啓発活動を通じて、市民の健康意識を高揚し、生活習慣病の予防と重症化予防を推進します。

●**主な事業**：国民健康保険被保険者への健康診査・人間ドック費用の助成・保健指導、がん検診

地域医療の充実を図ります

地元医師会、歯科医師会、薬剤師会、市内の病院と連携し、救急医療体制の維持・充実を図ります。また、かかりつけ医やかかりつけ薬局・薬剤師を持つことの重要性について周知します。

●**主な事業**：当番医等による休日夜間救急医療体制の確保、小児初期急病診療所の運営、地域医療体制の構築

医療費の適正化を図ります

ホームページなどによる制度周知、医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知の発送などによる啓発や保健指導を通じて、医療費適正化の取組を推進します。

●**主な事業**：国民健康保険被保険者への保健指導

◇市民・地域への期待

- ・健康に関する意識を高め、各種健診(検診)の受診、健康づくり事業へ参加すること
- ・普段から予防も含めて、気軽に何でも相談できる「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局・薬剤師」を持つこと

◇関連する個別計画

計画名	計画期間	主担当課
佐倉市健康増進計画「健康さくら21(第2次)」 【改訂版】	2013年度～2022年度	健康増進課
佐倉市歯科口腔保健基本計画	2014年度～2022年度	健康増進課
佐倉市国民健康保険第二期データヘルス計画・ 佐倉市国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画	2018年度～2023年度	健康保険課

